

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

1. 正式国名

マレーシア（Malaysia、以下、「マレーシア」とする）。国旗の青い部分は国民の団結の象徴である。赤と白の縞は 14 本あり、13 州と連邦政府が対等の立場に立つことを象徴する。黄色の星も 14 の頂点を持ち、同様の意味を持つ。三日月は、イスラムの象徴である。星と三日月に使われている黄色は、代々続くマレー王家の色である。

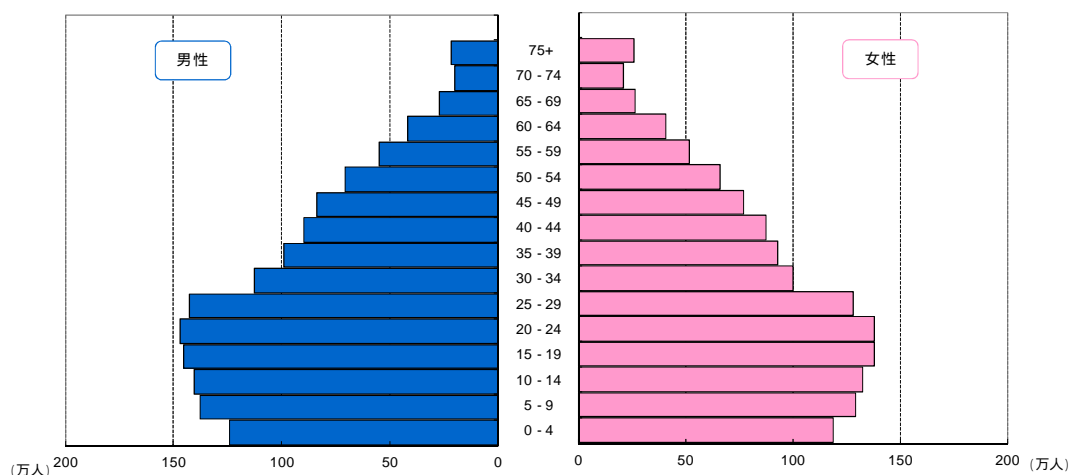


マレーシアの国旗

2. 人 口

人口は 2,946 万人で、2011～12 年の人口増加率は 1.7% である（IMF、2012 年）。平均寿命は 74.7 歳（世界銀行、2011 年）。15～64 歳の生産年齢人口は全人口の 68% を占める（2012 年、同上）。今後も人口増加が見込まれ、2040 年には 3,856 万人まで増加する見通しが発表されている（統計局）。

図表 1-1 マレーシアの人口構成 (2010 年)



（出所）マレーシア国勢調査（2010）より作成

3. 国 土

マレーシアの面積は 33 万 km²（日本の約 9 割弱）。マレー半島とボルネオ島の 2 地域に分かれる。西のマレー半島部は半島マレーシア（Peninsular Malaysia）または西マレーシ

アと呼ばれる。北はタイに接し、南端にはシンガポールが位置する。一方、東のボルネオ島部は東マレーシアと呼ばれ、南側のインドネシアとの間に陸境を持つ。また、マレーシア領に囲まれてブルネイが位置する。国土の 62%は熱帯林が占め、人口密度は 89 人/km²と日本の 4 分の 1 強にとどまる。

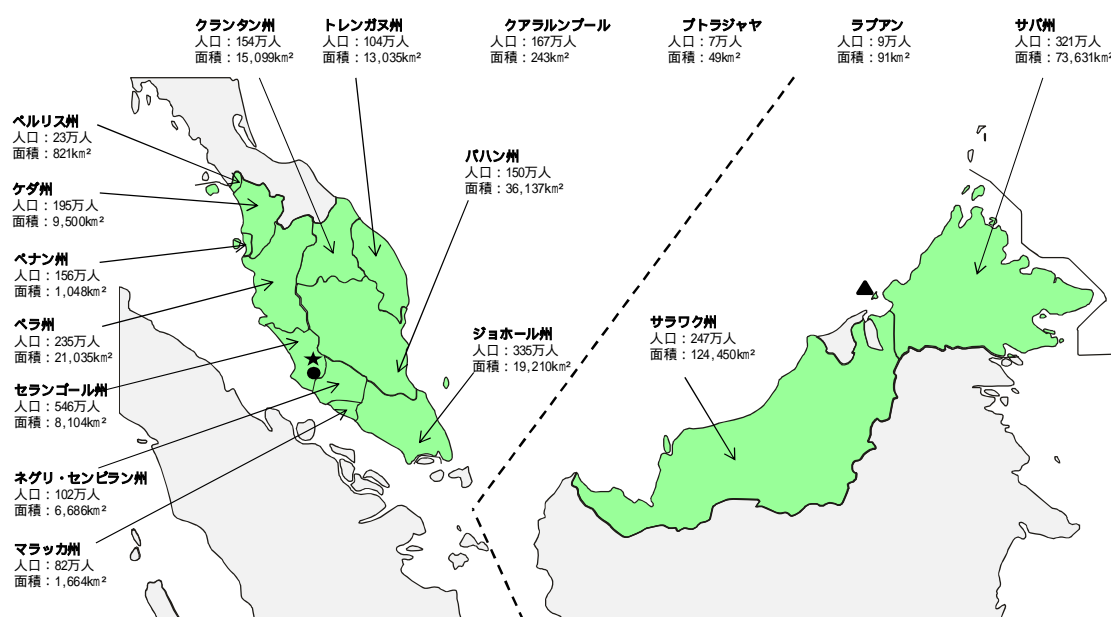
4. 首都

首都はクアラルンプール。南に約 25km 離れた地域に、行政機関が集積するプトラジャヤがある。連邦直轄地としてのクアラルンプールの人口は 167 万人（2010 年国勢調査）だが、クアラルンプール首都圏の人口は約 570 万人である（National Key Economic Area 指定地域として、2010 年）。日本との時差は 1 時間。

5. 気候

ほぼ全土が高温多湿の熱帯雨林気候に属する。年間を通じ湿度が高く、気温変動は小さい。クアラルンプールの場合、年間を通じて最高気温は 32～33 度、最低気温は 23～24 度前後で推移する。風向によって南西モンスーン期（5 月下旬～9 月）と北東モンスーン期（11 月～3 月）が区別されるが、どの時期に雨が多いかはその地域の地勢によって異なる。

図表 1-2 マレーシアの全地勢図



(出所) MAPIO、統計局 2010 年国勢調査より作成

6. 民 族

マレー系が多数派を占める多民族国家である。国民の内訳はブミプトラ（マレー系 + その他先住民）が 67%、中国系が 25%、インド系が 7%となっている（2010 年国勢調査）。

7. 王 室

連邦制をとっており、全 13 州の内 9 州に州王が存在する。国王は、5 年ごとに州王の中から持ち回りで選出される。

8. 言 語

マレー語が公用語と定められており、他に中国語やタミール語が使われている。英語も広く通用し、政府文書においても英語での頒布も行われるものが多い。

9. 宗 教

国教はイスラム教であるが、多宗教国家である。各宗教別の人口構成は、イスラム教が 61%、仏教が 20%、ヒンズー教が 6%であり、各宗教の人口構成は、マレー系、中国系、インド系の民族構成とほぼ対応している。その他にキリスト教徒が 9%を占める。

10. 教 育

マレーシアでは中等教育まで計 11 年間の教育が無償であり、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（2 年間）に分かれている。小学校の入学は 7 歳である。高校卒業後は 1~2 年間の大学入学準備コースへ進学することが出来る。合計 12 年間の教育を受けることが学士コース入学の基本条件である。大学の学位は 3 年間で取得することが出来る。初等教育と中等教育は 95%以上が、高等教育は 60%程度が国公立教育として提供されており、残りが私学教育となっている。

世界銀行（2010 年）によれば、15 歳以上の識字率は 93%である。15 歳から 24 歳の識字率は、男女ともに 98%超となっている。

11. 通 貨

マレーシアの通貨はリングギ（Ringgit）。2013 年 12 月末現在、1 ドル = 3.28 リングギ、1 リングギ = 32.0 円である。

12. 歴史

~14世紀 マラッカ海峡周辺地域は、古来よりインドと中国の交易ルートとして重要性が認識されていた。7世紀にはスマトラ島を本拠としたシュリヴィジャヤ王朝の支配下にあり、その後は三仏齊と記される港市国家の時代となる。続いて、13世紀末にはジャワのマジャパヒト王国の支配下に入った。

マラッカ王国と西欧の進出 14世紀末に現在のマラッカを中心としてマラッカ王国が成立し、貿易で栄えた。15世紀に入るとアラブ・インド商人との貿易発展の必要性に迫られて王が改宗し、以後イスラム国家となる。王の改宗をきっかけとして、マレー系支配階級にイスラム教が急速に普及した。16世紀初頭にはマラッカは10万人ほどの港湾都市に成長し、当時の東南アジアにおける一大都市になった。このころ共通言語としてムラユ（マレー）語が東南アジア島嶼部に広がり、これが現在のマレー語とインドネシア語の基となっている。

16世紀初頭にはポルトガルが進出し、地域の制海権を握る。1511年にマラッカは敗北し、ポルトガルに占領される。以後マラッカはイエズス会の拠点となったため、日本に來航したフランシスコ・ザビエルも立ち寄った。1641年、ポルトガル領マラッカはオランダにより占領される。オランダは貿易を続けるが、1670年代末には主要産品であった胡椒の価格がヨーロッパにて暴落、東西交易全体が下火になった。

ヨーロッパ人によるマラッカ占領以降も、マラッカ王朝の血統を引くジョホール王国がマレー半島南部で存続した。このためマレー半島では、一部港湾都市をヨーロッパ人が、内陸部をマレー諸王国が支配する状態が続いた。

英国の進出と植民地化 18世紀後半に入ると、オランダに代わり英国が軍事的優位に立った。英国は1786年にペナンを占領し、続いて1795年にはマラッカを占領した。1819年には、ラッフルズによりシンガポールに商館が建設された。

1824年にペナン、マラッカ、シンガポールが英領と認められ、1826年にはこの3港湾都市が統合されて英領海峡植民地が成立した。シンガポールは自由貿易政策によって貿易シェアを奪って発展し、1832年には海峡植民地の首都となった。シンガポールでは貿易発展に伴って中国系移民が流入し、1845年には既に人口の半数以上が中国系となっている。1848年にはマレー半島で錫の大鉱脈が発見され、半島西岸地域でも中国系の流入が始まった。経済活性化のための移民受け入れがマレー支配者層の方針となった一方で、利権を巡り支配者層内の抗争が増加し、ジョホール王国の影響力が低下した。

この時期、多発した内紛に乗じて英国が内陸部に進出を果たした。1874年にはペラにて英国人駐在官の導入が決定され、以後各州にも広がる。ボルネオ島でも北部の英支配が既成事実化、1891年にはオランダとの間で境界が画定された。この境界が現在のマレーシア・

インドネシア間の国境となっている。

1896年、半島部4州から成るマレー連合州が成立し、この首都がクアラルンプールに定められる。この時期に英国が海峡植民地から内陸部へと支配を広げ、行政の一元化を図っていったことが現在の集権的連邦制の原型となった。1909年にはジョホールも総顧問を受け入れ、実質的支配下に入る。同年、英国はケダ、クランタン、トレンガヌをシャム(タイ)から譲り受け、英領マラヤの領域が確定した。

英国統治下ではマレー系と中国系を区別した参事会制度や華人保護官の設置などによって民族分離統治が推進され、結果的に日常でマレー系と中国系の接触がほとんど発生しない社会が形成された。インド系移民はプランテーションや公共建設事業などに従事するために増加したが、同じくマレー系社会とは隔絶されていた。

この社会状況の下、マレー系、中国系、インド系の各民族が独自の教育制度を持つこととなり、民族の枠を超えた英語教育は一握りのエリートにしか施されなかったため、教育を通じても民族分立の社会傾向が助長された。この時期にはゴム農園の拡大と非マレー系による土地の買い占めが問題になり、1913年に「マレー保留地法」が成立。同法により、中国系とインド系が商工業、マレー系が農業に従事する社会構造がさらに強まる結果となった。

1941年に太平洋戦争が始まり、英領マラヤ全域が日本軍により占領された。大戦後は英領となるが、1948年には英保護領マラヤ連邦が成立した。英国は重要拠点であるシンガポールの直接支配を継続するための交渉カードとして、連邦内でのマレー系の政治的権利を強化することで合意を形成した。

1957年にはマラヤ連邦が英国から独立し、マレー系の政治的・文化的優位を認める一方、域内の中国系やインド系にも広く市民権を与えることで民族間に合意が形成され、以後多民族連邦国家として歩み始める。この時点でもシンガポールでは英国の支配が継続したが、59年には英領シンガポールにも自治が認められ、英領ブルネイも部分的自治を獲得することとなった。

1963年にシンガポール、英領サラワク、英領サバが英国からの独立し、当時のマラヤ連邦に加わりマレーシアが成立した。しかし、成立直後中国系が多数を占めるシンガポールを巡って政治問題が発生し、65年にはマレーシア上下両院にてシンガポールを連邦から分離することが決定された。同年この決定に基づきシンガポールが分離されたことで、今日のマレーシアの領域が定まった。

戦後の経済発展

戦後初期の経済政策では、一次産品の強化に加えて工業化が重要な課題となった。1958年の創始産業条例の制定により工業部門への投資促進が図られたことで、以後輸入代替工業化を目指すこととなる。

マレーシアは戦後着実に経済発展を果たしてきた一方、多民族複合国家として特にマレ

一系と中国系との間に経済格差の問題を抱えてきた。政府は、マレー系と先住民を優遇するブミプトラ (= 土地の子) 政策と呼ばれる手法で、民族間の経済格差是正を図っている。

マレー系優遇政策は、戦後から 1969 年までの初期には比較的緩やかに開始された。バス、トラックなど営業用車種に対するマレー系優遇割当制が導入されたほか、錫採掘権、木材伐採や製材部門における許認可においてもマレー系が優遇割当を受けることとなる。同時にマレー系に多かった貧農を支援すべく、1950 年には農村開発促進のため農村工業開発公社 (Rural Industrial Development Authority, RIDA) が設立された。続いて、61 年にはブミプトラの株式資本所有率向上のため国営投資会社も活動を開始した。

金融面では 1965 年にバンク・ブミプトラが設立され、マレー系への本格的な資金援助が進むこととなった。68 年までに各州に州経済開発公社 (State Economic Development Corporation, SEDC) が設置され、1969 年には国営企業公社 (Perbadanan Nasional Berhad, PERNAS) が設立された。

民族間暴動とブミプトラ政策

1969 年、選挙での華人系野党の躍進とそれに続いた祝賀活動をきっかけに、「5・13 事件」と呼ばれる民族間対立の暴動が発生する。この中国系とマレー系の衝突で、死者は総計 200 名近くに上った。この事件の主要な背景として民族間の所得格差が指摘されている。70 年調査の平均世帯月収は華、印、マレーの順に 394、304、172 リンギであり、マレー系と中国系の間には 2 倍以上の差が広がっていた。

暴動後には国家非常事態宣言を経て、緊急条例が定められた。これにより、市民権、国語としてのマレー語、マレー系の特殊な地位、州王の地位についての公的議論が禁止された。同時に政府はマレー系に加えて東マレーシアに多い先住民を含んで「ブミプトラ」を定義し、ここからブミプトラへの更なる優遇策が検討されることとなった。

1970 年 9 月には現在のナジブ首相の父に当たるラザク氏が首相に就任し、ブミプトラの商工業進出を図った。同年、ブミプトラ政策の根幹である新経済政策 (New Economic Policy, NEP) が発表され、貧困削減に加えて「種族間及び地域間の経済格差を縮小すること」が目標とされた。具体的な長期展望としては、

- () 雇用機会の配分にはマレーシア全体の種族別人口比率を反映する
- () 90 年までの 20 年間で株式資本の 30% をブミプトラの所有にする
- () 同 20 年間でブミプトラが商工業経営の 30% に参画、経営コミュニティを創出する
- () 農村内に新成長センターを創出し、広大な地域開発計画を促進する

の 4 点が設定され、以後この目標の下で経済政策が運営された。

この政策は建前上特定の集団を優遇するものではないとされたが、当時収入が相対的に低かったマレー系の地位向上を図るものと言われている。政府による介入の必要性が唱えられ、結果的に多数の国営・公営企業が中核与党の統一マレー国民組織 (United Malays National Organisation, UMNO) 関係者により経営されることとなった。

1971 年発表の「第 2 次マレーシア計画」では外国企業の出資比率を規制する方針が打ち

出され、工業分野においてもブミプトラを優遇する企図が明確となった。73年には外資導入時の割合を30%に制限すると同時にブミプトラの出資を30%確保する方針が定められた。続いて75年の「工業調整法」では、小規模製造業者にもライセンスの取得を義務付けるとともに、内外の企業に一定のブミプトラ雇用が義務付けられる。また、クアラルンプール証券取引所への上場条件にブミプトラ資本が30%入っていることを定め、華人系企業にとっては大きな打撃となった。

1970年代においては以上のように明確なブミプトラ優遇策が推進されたが、国家全体としては輸出指向型工業化が着実に推進されていったことにより年平均7%台後半の高成長を実現した。

マハティール首相以後 1981年にはマハティール首相が就任して経済政策は新たな展開を迎えることとなる。マハティール首相はブミプトラ政策を継承するとともに、行政改革、公営企業の民営化、経済の重化学工業化を掲げた。

民営化は産業の効率化を促す面があった一方、関係者への利権供与の側面が伴い、ブミプトラ内の格差は拡大した。多くの民営化に際しては政府が関与を残しながらの移行が行われ、結果的に官民連携での経済発展が進んだ。

同時にマハティール首相は西欧的な近代化思考からは一線を画し、日本や韓国の経済発展に倣うという「ルック・イースト」政策によって勤勉さの重要性や国家への献身を説いた。重工業企業の経営技術は、日系企業などとのパートナーシップによってこの時期に獲得されたものが多い。同時に税の優遇等で積極的に外資誘致を行い、80年代後半にはプラザ合意後の円高進行を受けた日系企業の海外投資を受け入れたことで経済発展に成功した。

1991年以降は、2020年の先進国仲間入りを目指す構想「ビジョン2020」を政策目標としてきた。マハティール首相によるこの構想は、経済発展のみならず、寛容な民主社会の下での国民統合も目標に掲げるものである。「ビジョン2020」は現在でも国家の基本的方針となっている。

マハティール首相は2003年に退き、アブドラ首相が後継者となった。ブミプトラ政策は基本的に踏襲されたが、見直しを図る動きも出始めてきた。06年にはブミプトラの資本所有率30%達成の期限が再度先送りされ、目標は2020年とされている。

2009年からはナジブ首相の下、リーマンショックからの立ち直りと政治改革が目標とされている。同年、サービス業27業種において企業のブミプトラ資本30%規制が撤廃された。しかし、10年に政府が示したブミプトラの資本所有率目標を緩和する案は激しい反発を招き、結局同目標は継続されている。

2010年には「新経済モデル(NEM)」が策定され、引き続き2020年の先進国入りを目指した経済運営が行われてきた。13年の選挙を経て、引き続きナジブ首相が政権を担っている。

図表 1-3 マレーシアの歴史

年月	略史
古代～西欧の進出	
7世紀	スマトラ島のシュリヴィジャヤ王朝の支配下
13世紀末	ジャワ島のマジャパヒト王国の支配下
14世紀末	マラッカ王国建国
1511年	マラッカ、ポルトガルにより占領（内陸部にはマレー系諸王国が存続）
1641年	マラッカ、オランダにより占領
英国の進出、植民地化	
1786年	ペナン、英国により占領
1826年	英領海峡植民地（ペナン、マラッカ、シンガポール）成立
1874年	ペラで英国人駐在官導入、以後各地に
1896年	マレー連合州成立
1909年	英領マラヤの領域確定
1941年	日本軍上陸、各地占領（～1945年まで）
戦後、マレーシアの成立	
1948年	英保護領マラヤ連邦成立
1957年	マラヤ連邦独立（現在の半島マレーシア）
1963年	マレーシア成立（ボルネオ2州、シンガポール加わる）
1965年	シンガポール分離、現在のマレーシアへ
ブミプトラ政策、工業化と経済発展	
1969年	「5・13事件」発生、民族間の対立深まる
1970年	「新経済政策（NEP）」策定、ブミプトラ政策本格化
1972年	ペナンにマレーシア初の自由貿易区設定
1975年	工業調整法制定、製造業ライセンス制の導入
1982年	「ルック・イースト」政策開始、日韓と交流拡大
1991年	「ビジョン2020」の発表、2020年の先進国入りを目標に
1997年	アジア通貨危機
2006年	日本マレーシア経済連携協定発効
2010年	「新経済モデル（NEM）」策定

（出所）外務省ウェブサイト、その他資料より作成

ひとくちメモ(1): マレーシアの様々な称号

マレーシアには様々な称号が存在する。その由来だが、マラッカ王朝時代にスルタン制が成立し、その階級をつけたならわしが称号として残ったと言われている。「世襲制である王族の称号」と、「王族以外の人に与えられる称号」があり、国王やスルタンの誕生日の式典等で与えられる。王族以外の称号は世襲されず、夫が称号を授かると夫人にも自動的に称号が与えられるが、離婚した場合は称号が無効となる。また、夫人がダティンなどの称号を授与した場合は、その夫への自動的称号は与えられない。

【王族の称号】

Tengku, Tunku, Ungku, Raja	皇子(プリンス)の意 (Rajaはジョホール州の皇子のみに使用)
Nik, Wan	王族出身。クランタン州に多い
Megat	王族出身。ペラ州に多い

【王族以外の人に与えられる称号】

Tun(トゥン)	国王より授与。王族以外の人に与えられる最高の称号 夫人の称号はToh Puan(トー プアン)
Tan Sri(タン スリ)	国王より授与 夫人の称号はPuan Sri(プアン スリ)
Datuk(ダトゥク)	国王、ペナン、マラッカ、サバ、サラワク州により授与 夫人の称号はDatin(ダティン)
Dato(あるいはDato')(ダト)	9つの州のサルタンより授与 夫人の称号はDatin(ダティン)

なお、英語で日常的に使われる敬称に対応するマレー語は、以下の通りである。

Mr. Encik(エンチック)

Miss Cik(チック)

Mrs. Puan(プアン)

ひとくちメモ(2): 「Allah」の表記を巡る宗教問題

2013年10月14日、マレーシアの控訴裁判所は、表記「Allah」の公的使用はイスラム教に限られるべきとの判決を下した。この裁判はキリスト教系の新聞社と政府の間で行われていた。今回の判決は下級の裁判所で2009年に下されていた判決を覆すものとなり、非イスラム教徒の間に波紋が広がっている。

問題の背景は、マレー語における「神」を表す単語がアラビア語からの借用語、「Allah」であることだ。キリスト教徒のうち、マレー語を常用する人々はボルネオ島の先住民を中心に全体の6割を占め、彼らは聖書上で「Allah」という言葉をキリスト教の神を示すものとして使用している。マレーシアの外に目を向けても、「Allah」の表現を使うキリスト教徒は中東やインドネシアにも存在しているとされる。一方、中国系、インド系の人々が自らの母語でそれぞれの宗教を信仰する場合には、この問題は発生しない。

イスラム教徒の中からは、キリスト教徒が「Allah」の表現を公的に使用することを認めれば、イスラム教徒に対するキリスト教布教活動の助長につながるとする声も挙がっていた。

判決から1週間を経て、ナジブ首相はこの判決が「サバ州とサラワク州でのキリスト教信仰に影響を与えるものではない」とし、これらの地域で「Allah」の呼称を用いることは問題ないとの見解を示して事態の沈静化を図った。司法長官も、イスラム教徒を含む公衆に向け発刊される新聞においては「Allah」の使用は認められないが、マレー語聖書の中での使用は継続できるとの見方を示している。

ナジブ首相は同月末にロンドンでインタビューを受けた際、この問題について「マレーシアにはセンシティブな問題があることを理解しなければならず、重要なのは社会の安定と国家の調和だ」と述べている。

ひとくちメモ (3) : 外部機関からみたマレーシア政府のガバナンス評価

マレーシア政府のガバナンス力は、ASEAN 諸国の中でどのような評価を受けているのか。この点については、世界銀行中心の研究グループが、民間企業、市民、専門家等に対して行った調査を基に発表している、200 以上の国と地域を対象とした各政府のガバナンス評価の 6 つの指標 (Worldwide Governance Indicators) が参考になる。

6 つの指標とは、民意と説明責任 (Voice and Accountability)、政治的安定と暴力のない社会 (Political Stability and Absence of Violence /Terrorism)、政府の能力 (Governance Effectiveness)、規制監督の質 (Regulatory Quality)、法の支配 (Rule of Law)、腐敗の抑制 (Control of Corruption) であり、各国の位置づけはそれぞれ最上位を 100、最下位を 0 としてパーセンタイルでランク付けされている。

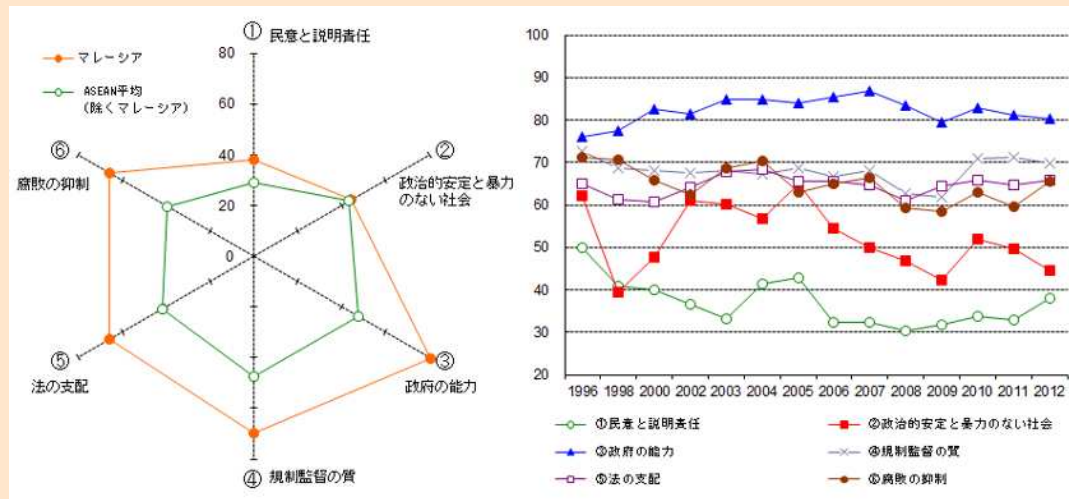
2012 年のマレーシアの 6 指標のランクの平均は 60.7 と、世界の標準を上回る水準である。ASEAN10 カ国のなかでは、首位のシンガポール (90.5)、2 位のブルネイ (69.2) に次いで 3 位となっている。40 前後のタイ、フィリピン、インドネシアとは大きく差をあけており、ASEAN 内としては比較的良好なガバナンスが期待できる (参考: 日本の同平均は 85.5)。

項目別にみると、相対的に高く評価されているのが、「政府の能力」(80.4)である。他の ASEAN9 カ国平均 (47.6) と比べても特に高水準であり、行政面での処理能力は外部からも評価されている。

マレーシアの各項目を 2000 年代前半と比べると、「政治的安定と暴力のない社会」項目 (44.5) が低下傾向にあることが窺える。同項目に関しては ASEAN 主要国の評価が軒並み低く、依然としてタイ (12.8)、フィリピン (14.7)、インドネシア (27.5) を上回っているものの、政治の動静については留意する必要がある。

国名	平均
シンガポール	90.5
ブルネイ	69.2
マレーシア	60.7
タイ	44.3
フィリピン	40.4
インドネシア	38.1
ベトナム	35.1
カンボジア	25.5
ラオス	22.3
ミャンマー	7.6
平均値	43.4

一方で、「規制監督の質」、「法の支配」、「腐敗の抑制」といった、日常のビジネスに直結する項目において比較的高い評価が維持されていることは、マレーシアの強みと言える。



(出所) World Bank 資料より作成 (<http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.asp>)